平成２１年（フ）第１１６７号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目27番21―402号
債務者　浅井　康爾
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９５号
兵庫県尼崎市食満６丁目14番１―505号
債務者　盛　　正美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９７号
兵庫県尼崎市潮江１丁目６番５―301号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目９番14―1201号
債務者　萩本喜美子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目15番２号
債務者　大廻奈津子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市長洲本通３丁目８番19号
債務者　榎勢　正弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番４―508号
債務者　平野左知子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市立花町３丁目３番30号　上田文化
債務者　福田　　昭
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市九日市中町118番地　井上アパート４号室
債務者　根本　満博
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
徳島県海部郡海陽町熟田字中田19番地
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第５７号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅633号
債務者　勇　　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７４号
徳島県阿南市宝田町今市中新開３番地１
債務者　米田　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１号
徳島県美馬市脇町新町260番地
債務者　藤澤　智加
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１７号
愛媛県松山市束本１丁目３番31号　パレス束本101号
債務者　松田　　了
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
愛媛県松山市東石井３丁目７番６号　野間住宅Ｃ３号
債務者　倉渕　明美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
愛媛県松山市正円寺３丁目１番17号　高橋住宅３号
債務者　田城　友寛
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０９号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目２番16号　日浅マンション13号
債務者　山内　省三
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１１５号
愛媛県今治市小泉４丁目２番10号、旧住所愛媛県今治市玉川町中村甲160番地11
債務者　山本ヒトミ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所今治支部